

第 5 7 号 議 案

亀岡市下水道条例の一部を改正する条例 の制定について

亀岡市下水道条例（昭和 5 7 年亀岡市条例第 2 4 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 9 日 提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市下水道条例の一部を改正する条例

亀岡市下水道条例（昭和 5 7 年亀岡市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条 第 1 項 第 1 1 号 中 「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

亀岡市下水道条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 下水道法施行令の一部改正に伴い、除害施設の設置の基準について、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行すること。